

別表第七（附則第2条関係）（平27財令61・追加、平28財令48・平30財令66・一部改正）

中間業務別収支計算書（ 年 月 日から
年 月 日まで）

（単位：百万円）

科 目	特定投資業務	特定投資業務 以外の業務	合 計
経 常 収 益			
資 金 運 用 収 益			
役 務 取 引 等 収 益			
そ の 他 業 務 収 益			
そ の 他 経 常 収 益			
経 常 費 用			
資 金 調 達 費 用			
役 務 取 引 等 費 用			
そ の 他 業 務 費 用			
営 業 経 費			
そ の 他 経 常 費 用			
経 常 利 益 (又は経常損失)			
特 別 利 益			
特 別 損 失			
税 引 前 中 間 純 利 益 (又は税引前中間純損失)			
法 人 税 等 合 計			
中 間 純 利 益 (又は中間純損失)			

（備考）

- 1 中間業務別収支計算書は、当該中間会計期間に係る法附則第2条の19各号に掲げる業務ごとの収支の状況を明らかにするとともに、当該事業年度の末日において特定投資業務に係る利益又は損失としてその他利益剰余金を特定投資剰余金に振り替える額に係る有用な情報を提供することを目的として作成されるものとする。

（整理方法）

- 1 次に掲げる収益又は費用は、次の方法により法附則第2条の19各号に掲げる業務に整理すること。
 - (1) 貸倒引当金戻入益及び貸倒引当金繰入額のうち一般貸倒引当金の繰入額及び取崩額 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る貸出金の額のうち

ちそれぞれ一般貸倒引当金の計上対象となるものの期首及び中間期末の平均残高の額の比率により配分することにより整理すること。

- (2) 営業経費 特定投資業務に係る貸出金、有価証券（国債を除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の期首及び中間期末の平均残高の額に株式会社日本政策投資銀行の平均営業経費の額（当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去5事業年度の株式会社日本政策投資銀行の中間会計期間の営業経費の額を平均したものをいう。）を株式会社日本政策投資銀行の平均投融資残高の額（当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去5事業年度の株式会社日本政策投資銀行の貸出金、有価証券（国債を除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の期首及び中間期末の平均残高の額を平均したものをいう。）で除して得た比率を乗じて得た額（小数点以下を四捨五入するものとする。）を特定投資業務に係る営業経費の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の営業経費の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る営業経費の額に整理すること。
 - (3) その他経常収益及びその他経常費用のうち特定投資業務による資金供給の対象である法附則第2条の12第3項第2号に定める特定事業活動を行う事業者であって特定投資業務以外の業務においても資金供給の対象とするものとしてあらかじめ財務大臣に届け出た事業者（投資事業有限責任組合契約に関する法律第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合に限る。）に係る営業経費及びこれに類する費用 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る当該事業者の貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の当該事業者における期首及び中間期末の平均残高の額の比率により配分することにより整理すること。
 - (4) 法人税等合計 特定投資業務に係る税引前中間純利益又は税引前中間純損失の額に、特定投資業務に係る法人税法第23条第1項に規定する配当等の額及び同法第23条の2第1項に規定する剰余金の配当等の額を減少した額に法定実効税率を乗じて得た額を特定投資業務に係る法人税等合計の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の法人税等合計の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る法人税等合計の額に整理すること。
- 2 1に掲げる収益又は費用以外のものは、法附則第2条の19各号に掲げる業務に直接整理すること。

- 3 上記1及び2により整理することが適当でない事情があると認める場合その他の特別の理由がある場合には、第3条ただし書の規定に基づく財務大臣の承認を受けて、上記1及び2と異なる整理をすることができる。

(記載上の注意)

- 1 当該中間会計期間に係る法附則第2条の19各号に掲げる業務ごとの収支の状況を判断するために必要な事項を注記すること。
- 2 この様式に掲げる科目以外の科目を設けることが適当と認められるときは、当該科目を適切な場所に記載すること。